福岡県管理トンネル監視・維持管理業務委託

特記仕様書

福岡県

第１章　総則

第１条　適用

本特記仕様書は、福岡県県土整備部道路維持課において発注する「福岡県管理トンネル監視・維持管理業務委託」（以下「業務委託」）に適用する。

第２条　工期

工期は、令和８年４月１日から令和９年３月31日とする。

第３条　支払い

支払いは、４半期毎の支払いとする。

第２章　個人情報

第１条　個人情報取扱特記事項の遵守

本業務委託には、個人情報を取り扱う業務内容が含まれるため、個人情報の取り扱いに関し守るべき個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

第２条　取扱状況チェックリスト

前条の特記事項の遵守状況を確認するため、「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト記載要領」を参照し、「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」で自己点検を行い、その結果を道路維持課補修係に提出すること。

第３章　監視業務

第１条　業務概要

（１）トンネル監視

トンネル内外に設置されたカメラの映像により、24時間365日体制でトンネル内外の状況を常時監視する。なお、火災その他の事故が発生した場合、該当するトンネルを管理する出先機関及び関係する警察や消防署等の関係機関へ連絡を行う。冷水トンネルについては、可変式情報板の操作及び現地での初期対応を行う。

また、トンネル監視システムの異常が発生した場合には、各トンネルを管理する出先機関へ連絡を行う。

トンネル監視の対象トンネルは、以下のとおりである。

① 冷水トンネル（国道 200 号）
出先機関：那珂県土整備事務所、飯塚県土整備事務所
② 八丁トンネル（国道 322 号）
出先機関：朝倉県土整備事務所、飯塚県土整備事務所
③ 合瀬耳納トンネル（主要地方道 八女香春線）
出先機関：久留米県土整備事務所、八女県土整備事務所
④ 新犬鳴トンネル（主要地方道福岡直方線）
出先機関：福岡県土整備事務所、直方県土整備事務所

（２）道の相談室対応
24 時間 365 日体制で、県管理道路の要望、意見及び緊急通報等を「道の相談室」から連絡を受け、その内容について出先機関の担当者や担当業者へ伝達する。
（３）トンネル監視及び道の相談室対応について
24 時間 365 日、トンネル監視及び道の相談室対応を確実に実施できる人員体制を構築すること。
なお、本設計書の積算において、これまでの実績を踏まえて、軽作業員 4 人体制を 2 交代で計上している。

第２条　監視員
平成 22 年度以降に、道路監視業務の経験を 1 年以上有するものを監視員として、常時 1 名以上配置すること。

第３条　業務報告
（１）冷水トンネル・八丁トンネルは、１時間毎の監視記録を作成し、１週間毎に冷水トンネルは那珂県土整備事務所に、八丁トンネルは朝倉県土整備事務所に報告を行う。ただし、道路維持課、那珂県土整備事務所、朝倉県土整備事務所の監督員の求める場合は、この限りではない。
（２）合瀬耳納トンネル・新犬鳴トンネルは、非常時における監視記録を作成し、作成後速やかに合瀬耳納トンネルは久留米県土整備事務所に、新犬鳴トンネルは、福岡県土整備事務所に報告を行う。
（３）閉庁日及び平日夜間に県管理道路における道路の異常等の連絡を受けた場合は、翌開庁日に速やかに指定する様式にて当該県土整備事務所の監督員へ報告を行う。

第４条　その他
（１）監視場所は、県所有の冷水トンネル監視所で行う。
（２）監視モニター（端末、ソフトウェア等）は、県所有のものを使用する。

（３）電気、通信料等施設の維持管理にかかる費用は、県が負担する。

第４章　維持管理業務

第１条　業務概要

冷水トンネル及びその周辺道路（冷水道路）における車両の円滑な通行を確保するために、道路巡視、排水施設及び緊急時の路面清掃、雪氷対策としての融雪剤散布や除雪作業を行う。

第２条　管理技術者

維持管理業務を統括するものとして、平成 22 年度以降に国（高速道路株式会社を含む。）又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した維持管理業務において、溶液散布車両（散水車）４ｔ級以上を使用して、凍結防止溶液の散布を行った実務経験者を管理技術者として配置する。なお、維持管理業務とは、道路巡視、雪氷対策、路面清掃（緊急時を除く。）業務である。

第３条　業務計画書

受託者は、契約締結後７日以内に設計書に基づいて業務計画書を提出し、承認を得なければならない。また、１１月末日迄に雪氷対策業務に関する作業実施計画書を提出し、承認を得なければならない。なお、承認を得た内容を変更する場合も同様とする。

第４条　異常事態の処理

（１）受託者は、交通事故及び災害時の異常事態が発生した場合は、応急措置及び関係機関に通報を行うとともに速やかに那珂県土整備事務所監督職員に通知し、その指示に従わなければならない。

（２）受託者は、業務実施中に重大な道路の損傷等又は道路に重大な影響があると思われる周辺の状況を発見したときは、直ちに那珂県土整備事務所監督職員に報告すること。

第５条　施設の貸与

（１）　委託者は、受託者が業務を実施するために必要な施設を受託者に無償で貸与し使用させるものとする。

（２）　受託者は、前項の施設を業務以外の目的に使用しまたは転貸し若しくは担保に供してはならない。

（３）　受託者は、第１項の施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（４）　受託者が施設を棄損した場合で、修繕又は応急措置が必要なものについては、それを修繕するものとし、これに要する費用は、受託者の負担とする。ただし、委

託者が措置すべきものと認めた施設については、この限りではない。

（５） 受託者は、委託期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、施設を速やかに返還しなければならない。

第６条　作業中の事故

（１） 受託者が作業中の事故または一般通行車両との事故・紛争等により、第三者に損害を与えた場合は、全て受託者の負担により解決すること。この場合、書面をもって委託者に報告すること。

（２） 作業中に道路構造物に損害を与えた場合は、受託者の負担により原型に復旧すること。この場合、委託者に報告し検査を受けること。

第７条　道路巡回点検業務

（１） 道路巡回点検（通常）は、維持管理区間 L=5.91ｋｍ区間について、パトロールカーを使用して、１日１回実施する。なお、作業内容は、道路上の簡易な清掃・落下物の収集や応急措置、及び道路施設の簡易な点検等を行い、所要時間は１回あたり１時間程度とする。また、異常箇所を発見した場合は、必要な応急措置を行うこと。

（２） 道路巡回点検（夜間）は、維持管理区間 L=5.91ｋｍ区間について、パトロールカーを使用して、１月１回実施する。なお、作業内容は、道路上の簡易な清掃・落下物の収集や応急措置、及び道路施設の簡易な点検や道路照明施設等の点灯状況の確認等を行い、所要時間は１回あたり１時間程度とする。なお、道路巡回点検（夜間）は道路巡回点検（通常）を兼ねることはできない。

（３） 道路巡回点検（定期）は、維持管理区間 L=5.91ｋｍ区間について、パトロールカーを使用して、１月１回実施する。なお、作業内容は、普通の技能を有した作業員が、道路巡回点検（通常）の作業内容に加えて、トンネルや橋梁等の道路施設の点検等を行い、所要時間は１回あたり半日程度とする。また、異常箇所を発見した場合は、必要な応急措置を行うこと。道路巡回点検（定期）は道路巡回点検（通常）を兼ねることができる。

（４） 道路巡回点検後は、巡回日誌に巡回時間・特記事項・その他必要事項を記載し、１週間毎に那珂県土整備事務所の監督員に提出すること。

（５） 長時間放置された車両等を発見したときは、直ちに那珂県土整備事務所の監督員に報告すること。

第８条　緊急現場対応業務

事故等が発生し、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要が生じた場合、速やかにパトロールカーで出動し、那珂県土整備事務所または飯塚県土整備事務所の職員や警察が現場に

到着するまで、現場で交通整理等の緊急対応を行う。

第９条　清掃業務

　側溝及び集水桝の土砂やその他の堆積物を取り除き、道路排水施設の排水機能を維持すること。なお、実施箇所については、那珂県土整備事務所の監督員と協議すること。

第１０条　道路除雪業務

　那珂県土整備事務所の監督員の指示に従い、道路除雪機械運転は、労務費を除く燃料費及び運転時間当たり損料とし、作業距離を計上する。

第１１条　完了報告等

　受託者は、毎月の作業内容を記した業務完了報告書を県庁 道路維持課及び那珂県土整備事務所の監督員に翌月の 5 日までに提出すること。ただし、3 月は 3 月 31 日までに提出すること。

第１２条　交通保安対策

　受託者は、交通規制等を伴う業務を実施するときは、あらかじめ那珂県土整備事務所の監督員と協議すること。

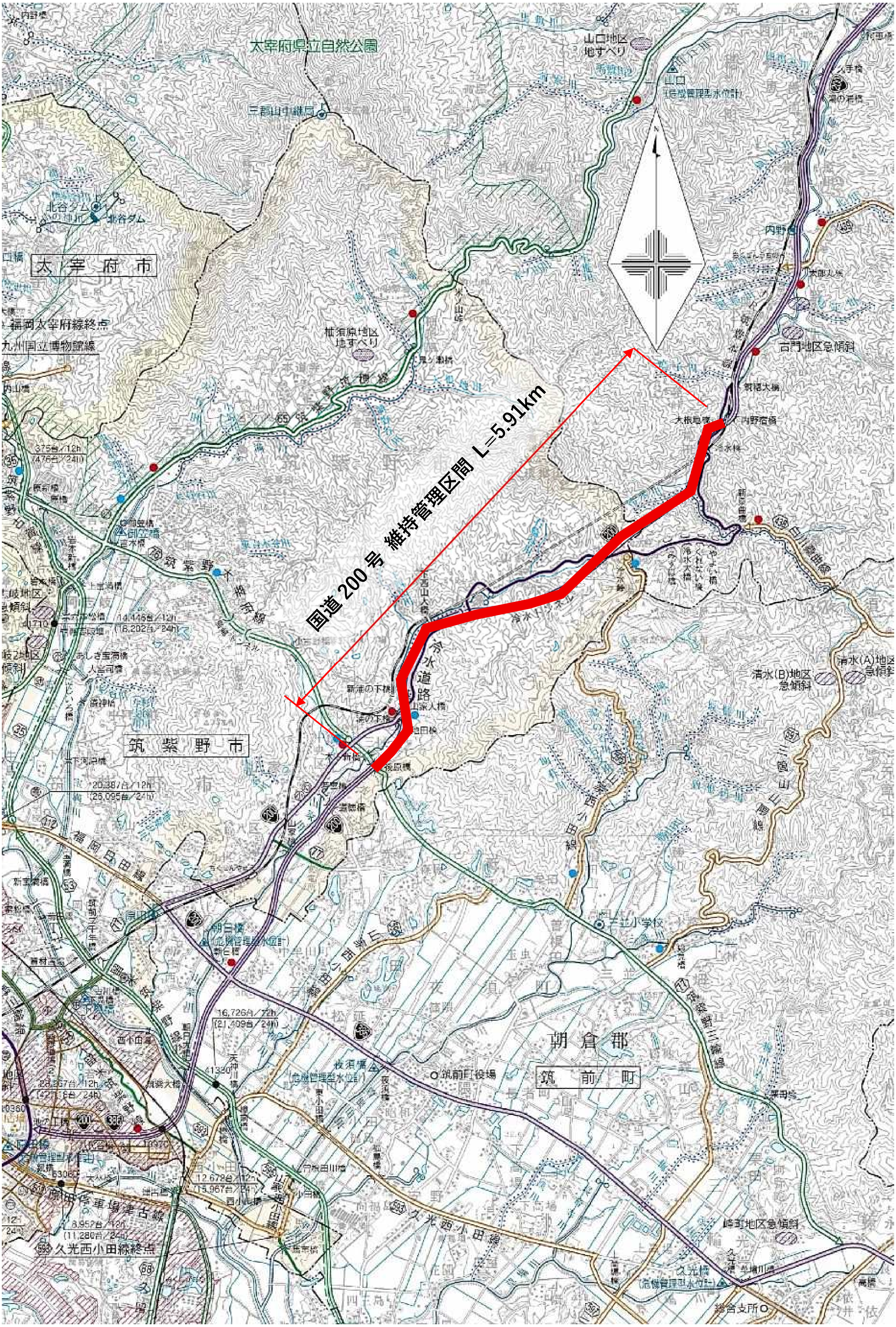
国道 200 号 維持管理区間 L=5.91km
太宰府県立自然公園
太宰府市
筑紫野市
朝倉郡
筑前町
山口地区
地すべり
北谷ダム
福岡太宰府線終点
九州国立博物館線
柚須原地区
地すべり
古門地区急傾斜
清水(B)地区
急傾斜
清水(A)地区
急傾斜
冷水道路
三並小学校
筑前町役場
峰町地区急傾斜
久光西小田線
久光西小田線終点
福岡日田線
筑紫野太宰府線
総合支所

令和　8　年度　実施　　　設計書総括情報　　（当初）

設計書番号	508-23047-301-00	事務所名	本庁	
単価区分	実　施	諸経費調整区分		
	当初			適用
道路維持工事02				
道路維持工事03				
工事価格計				
消費税相当額				
工事費				
当初請負金額		当初設計額		
変更請負金額				
消費税相当額				
工事費				

福岡県県土整備部

工　事　年　度	令和　8　年度
工　事　名	福岡県管理トンネル監視・維持管理業務委託
変　更　回　数	
諸　経　費　区　分	公共 令和07年度
工　種　区　分	道路維持工事
単 価 適 用 年 月 日	令和08年01月09日 公共
単　価　地　区	那珂1:筑紫野、春日、大野城、太宰府、那珂川、福岡市一部
機 損 適 用 年 月 日	令和06年度(令和07年度対応) 公共
歩 掛 適 用 年 月 日	令和07年10月 公共／令和07年10月 公共委託
備　考	

諸　経　費　設　定　情　報

名　　　　　　　　　　称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
＜公共工事＞	
【工区名称：道路維持工事02】	
［工種］	道路維持工事
［主要項目］	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	３５％を超え４０％以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
［共通仮設費］	
率指定	しない
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
［現場環境改善費］	
現場環境改善費計上区分	計上しない
［現場管理費］	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
［一般管理費等］	
率指定	しない
工事価格端数調整	千円止め
［間接労務費］	
［工場管理費］	
［工期延長等に伴う増加費用］	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
［消費税］	
（経過措置）複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

福岡県

諸 経 費 設 定 情 報

名　　称	値
【工区名称：道路維持工事03】	
［工種］	道路維持工事
［主要項目］	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	３５％を超え４０％以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
［共通仮設費］	
率指定	しない
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
［現場環境改善費］	
現場環境改善費計上区分	計上しない
［現場管理費］	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
［一般管理費等］	
率指定	しない
工事価格端数調整	千円止め
［間接労務費］	
［工場管理費］	
［工期延長等に伴う増加費用］	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
［消費税］	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

福岡県

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
道路維持工事02	1	式				
トンネル監視	1	式				
トンネル監視・道の相談室対応	365	日				共× 環× 現×
旅費交通費	1	式				
連絡車(ライトバン)運転費	365	日			第 1 号	共× 環× 現×
直接工事費計						
純工事費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				

福岡県

本工事費内訳書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

福岡県

本工事費内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路維持工事03	1	式				
維持管理業務	1	式				
道路巡回点検業務	1	式				
道路巡回点検（通常） パトロールカー損料除く	353	回			第 2 号	
道路巡回点検（通常）［夜間］ パトロールカー損料除く	12	回			第 3 号	夜間
道路巡回点検（定期） パトロールカー損料除く	12	回			第 4 号	
緊急現場対応業務	1	式				
緊急現場対応 運転手(一般)＋軽作業員	75	時間			第 5 号	
緊急現場対応[夜間] 運転手＋軽作業員	18	時間			第 6 号	夜間

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
軽作業員（緊急対応で3人以上必要な場合） 上記の運転手(一般)＋軽作業員を含まない	3	人日			第 7 号	
軽作業員（3人以上必要な場合）［夜間］ 上記の運転手（一般）＋軽作業員を含まない	1	人日			第 8 号	夜間
清掃業務	1	式				
管渠清掃工(機械清掃)清掃作業 φ200mm以上400mm未満 堆積率50%未満	50	m			第 9 号	夜間
側溝清掃工(機械清掃)清掃作業 0.125m2未満 堆積率50%未満	80	m			第 12 号	夜間
集水桝清掃工(機械清掃)清掃作業 泥土堆積厚25cm未満	56	個			第 13 号	夜間
清掃工（機械清掃の組み合わせ作業）移動 散水車無　夜間施工	2	回			第 14 号	夜間
トンネル清掃作業　［夜間］ 散水車5500～6500L	1	回			第 16 号	夜間
道路除雪業務	1	式				

本工事費内訳書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
凍結防止剤散布車運転 タイヤチェーン損料費含む　車損料除く	1	時間			第　19 号	
除雪トラック運転 タイヤチェーン損耗費含む　車損料除く	1	時間			第　20 号	
散水車運転 散水車損料除く	1	時間			第　21 号	
散水車運転　[夜間] 散水車損料除く	24	時間			第　22 号	夜間
パトロールカー運転 パトロールカー損料除く	1	時間			第　23 号	
パトロールカー運転[夜間]	24	時間			第　24 号	夜間
機械損料	1	式				
パトロールカー損料 ４×４D	365	日				
除雪トラック損料（7t級） 除雪トラック用アタッチメント含む	104	日			第　25 号	

本工事費内訳書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
凍結防止剤散布車損料 乾式　積載量3ｔ級	104	日				
散水車損料 5500～6500L	104	日				
フォークリフト損料 2.0t級	104	日				
水槽損料 20m3	104	日				
ダンプトラック(3t級) クレーン装置付	104	日				
汚泥及び一般廃棄物	1	式				
運搬	1	式				
運搬 汚泥	3	m3				
トラック運搬 一般廃棄物	12	回			第　26 号	

福岡県

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
処分費	1	式				
汚泥中間処理費	3	m3				処
一般廃棄物処理費	0.3	t				処
交通誘導警備員	1	式				
交通誘導警備員A	2	人				夜間
交通誘導警備員B	8	人				夜間
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				

本工事費内訳書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
安全費	1	式				
標識車運転 ２台　夜間	16	時間			第　27 号	夜間
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

福岡県

本工事費内訳書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
消費税等相当額	1	式				
合計						

福岡県